

## 特許製品の並行輸入

氏 名 吉江 恵子  
所属専攻 社会と経済

### 報告書概要

特許製品の並行輸入をめぐる争われた「**B B S**アルミホイール並行輸入問題」は、並行輸入を容認するとして最高裁判決により結審した。本論文は、これまで日本においてほとんど判例のなかった特許製品の並行輸入問題について、**B B S**事件を軸に論じたものである。商標製品の並行輸入については世界的に承認されているが、特許製品についてはコンセンサスが確立されているとは言い難い。

特許権のあり方を含めて、世界機関や各国の協力により解決していくことが必要である。

# 特許製品の並行輸入

## 目 次

### はじめに

1. 特許権と特許権の消尽
  1. 1 特許権とは
  1. 2 特許権の消尽
  1. 3 特許権の国内的消尽
  1. 4 特許権の国際的消尽
2. 並行輸入
  2. 1 並行輸入とは
  2. 2 商標製品の並行輸入
  2. 3 特許製品の並行輸入
  2. 4 米国の並行輸入に対する考え方
  2. 5 **EU** (ヨーロッパ連合) の並行輸入に対する考え方
3. ボーリング用自動ピン立て装置事件
  3. 1 事件の概要
  3. 2 大阪地裁判決の内容
  3. 3 考察及び学説
4. **BBS** アルミホイール並行輸入事件
  4. 1 事件の概要
  4. 2 東京地裁判決
    4. 2. 1 判決の内容
    4. 2. 2 考察及び学説
  4. 3 東京高裁判決
    4. 3. 1 判決の内容
    4. 3. 2 考察及び学説
  4. 4 最高裁判決
    4. 4. 1 判決の内容
    4. 4. 2 考察及び学説
5. 結論

## 特許製品の並行輸入

はじめに

1997年7月1日、特許製品の並行輸入についてさまざまな論議を呼んだ「BBS（ベーベーエス）アルミホイール並行輸入事件」について、最高裁判決が下った。

本事件は、自動車のアルミホイールに関する特許を本国ドイツと日本において取得していたBBS社によって、ドイツ国内で正当に販売された製品を、同社とはまったく無関係の輸入業者が日本に輸入及び販売した事実に対して、BBS社が日本特許権を侵害しているとして、これを差し止めるよう裁判所に請求したものである。

このケースは、ドイツ及び日本における特許権者が同一であり、並行輸入された製品は、適法に拮布（市場に置くこと）された真正品であるという点で、事例としてはシンプルなものであった。

しかし、その裁判の経緯を見ると、第一審の東京地裁では、特許製品の並行輸入は日本特許権を侵害するとして、並行輸入を否定する判決が下され、控訴審である東京高裁においては、逆に、日本特許権を侵害しないとして、並行輸入容認の判決が下されている。

そして、上告審である最高裁では、原則として並行輸入を容認するとの判決が下された。

本論文では、特許製品の並行輸入の問題について、この判決内容とともに論じていく。

### 1. 特許権と特許権の消尽

#### 1. 1 特許権とは

特許権は、発明について特許出願をし、特許庁による審査の結果、特許査定を受け、特許料を納付し、特許権の設定登録が行われた後に発生するものである。ここでいう発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

この特許権は、発明を一定期間、排他的、独占的に実施する権利である。特許権を認める特許制度の歴史は古く、1474年ヴェネツィア共和国における特許法にまでさかのぼることができる。その後、イギリスやフランスにおいて、国王から特許を与えられる形で受け継がれ、今日あるような特許制度に至っている。特許権は、いわゆる知的財産権（知的所有権、無体財産権ともいう）のひとつである。

知的財産権とは、人の精神的活動の所産であって、財産価値のあるものを対象とする。

これには、発明、考案、コンピュータ・プログラムや、学術、音楽、絵画のような精神的創作物の他、商号、商標のような営業活動における標識まで含むとされている。

特許法は、世界各国に国内法として存在しているが、特許権を国際的に保護する条約として、1883年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」がある。日本は、1899年にこれに加入しており、現在では150カ国以上が加入している。パリ条約は、いずれの国も加入することが可能な一般条約であり、加入国は、工業所有権（知的財産権のうち、特許権、

実用新案権、商標権、意匠権をいう) 保護のための同盟を組織する。

このパリ条約の基本原則に、①内外人平等の原則、②優先権制度、③属地主義と特許独立の原則がある。

内外人平等の原則とは、すべての同盟国において、特許権の付与に際し、内国民と同様の待遇が与えられることをいう。従って、外国人であることを理由として、特許権を得ることについて内国人と差別されることはない。

優先権制度とは、同盟内の1国において正規の出願をした者は、その最初の出願日から一定の期間中にした他の同盟国における出願について、優先権を有するとしている制度である。ここでの最初の出願日を「優先日」といい、一定の期間は「1年間」と定められている。具体的には、日本国特許庁に正規の出願をした場合、その出願日から1年以内にこれを基礎とする出願を同盟国にすれば、日本に出願した日と同じ日に出願したとして取り扱ってもらえる。現在、ほとんどの国において特許法では、同じ発明の出願が同一人ではない複数の発明者から出された場合、一番早く出願したものに特許権を付与する、「先願主義」がとられている。

従って、特許の出願は早い方が有利なのである。この優先権制度は、外国に出願するための翻訳等の準備にかかる期間を想定してなされた処置である。

属地主義とは、特許権の効力がその特許を取得した国に限られることを言う。

特許権は、各国ごとに独立して認められる権利であり、これを特許独立の原則という。

従って出願人は、特許を得たいとする国すべてに対して特許出願をする必要がある。

そして、特許権の付与、権利発生日やその消滅等については、各国ごとにその主権が尊重されている。

## 1. 2 特許権の消尽

特許権は、日本および世界のほとんどの国において、出願から20年で消滅する。

特許権の根拠となる特許法は、発明を奨励し、これによって産業の発達に寄与することを目的として定められた法律であり、この目的のために「発明の保護」と「発明の利用」を図るものである。つまり特許法とは、発明者に独占権を付与する代わりに、発明を公開させ、この発明の利用の機会を他人に与える代わりに、一定期間（出願から20年間）この発明を実施しない義務を他人に課するものである。

例えば、Aの持つ特許権に関する製品を他人であるBが業として製造する行為は、Bがその製品を販売するか否かにかかわらず特許権の侵害となる。また、CがBから上記製品を業として購入し、これを業として使用する行為も侵害行為とみなされる。

但し、特許権者または適法な製造・販売権を有する者が販売した特許製品を購入した者が、自らこれを使用し、または他人に転売した場合は、特許権侵害とはならない。これを法律上どのように説明するかについては、これまでにいくつかの説がある。

① 所有権移転説：他人が適法に特許製品の所有権を取得した以上、特許権等の権利範

困から離脱したとする説である。特許権と所有権とを混同したものであるとして、今日これは支持されていない。

- ② 黙示実施許諾説：特許権者は、特許製品を販売するときに、購入者に対して黙示の許諾を与えたとする説である。
- ③ 用尽論（消耗理論）：販売が正等に行われた後は、その特許製品についての特許権は用い尽くされたもの（**Erschöpfung**）となり、もはや同一物につき再び特許権を主張することはできないとする説である。

ドイツのコーラーの提唱後広く支持され、今では国際的な定説となっている。

この **Erschöpfung** は「用い（取り）尽くすこと」「枯渇」「疲弊」「消耗」「消尽」等を意味することばである。日本においては、知的財産権特有のことばとして、一般的に「消尽」として用いられている。

消尽の理論が世界の定説となっている理由として、特許権者が特許権により排他的に利得する機会は、一実施製品について一回に限られ、特許権者や特許権者との契約によってその発明の実施を許諾された者が特許製品を市場に置くことで、その製品自体についての特許権の効力は消尽するという考えをあげることができる。

### 1. 3 特許権の国内的消尽

前期の消尽の理論をうけて、特許権者等が国内において一旦拡布した（市場に置いた）後の特許製品については、特許権の効力は及ばないとするを、「国内的消尽論」という。国内的消尽論は、法による明文は存在しないが、我が国特許法の解釈上、異論なく承認されている理論である。また、国際的にも認知されている。

この理論により、日本国内で特許権者等が特許製品を製造・販売すれば、その製品についての特許権は消尽する。

### 1. 4 特許権の国際的消尽

では、特許権者等が外国で特許製品を製造・販売した場合、日本の特許権は消尽するであろうか。国際的な消尽については、いまだ世界的に合意はされておらず、その対応も各国及び各地域により異なる。

「**BBS** アルミホイール並行輸入事件」は、まさに我が国が国際的消尽論を容認するかしないかを問うものであり、日本の特許法においても重要な事件であった。国際的消尽は具体的には並行輸入を認めるか否かという問題としてあらわれる。次章では、この並行輸入について述べることにする。

## 2. 並行輸入

### 2. 1 並行輸入とは

並行輸入とは、輸出国において適法に知的財産権を有する真正品を、輸入国の輸入総代理店以外の第三者が輸入することを言う。

## 2. 2 商標製品の並行輸入

商標とは、自らの商品やサービスを他人のものと区別するために用いられるマークのことを言う。この商標を規定し、保護するための法律として、「商標法」がある。

この商標法は、商標の使用上の業務上における信用を維持し、その利益保護を図ることを目的とする。商標を認められることで得られる商標権は、登録から10年間存続し、その後何回でも更新することのできる半永久権である。この商標権も、特許権と同じように知的財産権に含まれる。

商標権は、商標権保有者の自由な意志により決定される、自己の商標を付与する商品の選択や、その商品の価格の設定等を含め、商品の出所表示機能、及び品質保証機能に対する商品権保有者の支配を、その権利として認めるものである。そして、他者が同一又は類似の有標商品を作ったり、それを流通に置いた場合、それらを商標権保有者が排除できることを認めるものである。これにより、商標権保有者は、自己の商標を付して流通に置いた商品がそのものとして流通し、商標の機能が損なわれないようにすることが可能となる。

商標製品については、その製品が真正品であれば、その並行輸入は商標法に明文の規定がないにもかかわらず容認されている。

その理由は、並行輸入を認めても、商品の出所表示機能及び品質保証機能という、商標権の本質は害されないからである。

商標の付された商品の並行輸入の取り扱いについての判決として、昭和45年2月27日大阪地裁判決の「パーカー事件」がある。

この事件は、登録商標である「パーカー」の付された万年筆の香港からの並行輸入を差し止められた輸入業者が原告となって争われた裁判である。

本事件で大阪地裁は、「米パーカー社が米国で拡布している製品と、日本あるいは香港向けに輸出している商品と差異はなく、また商品の性質上保管取り扱いによる変質は常識的には考えられない。従って、輸入される製品は品質的に全く同一であると認められる。

また、需要者に製品の出所品質について誤認混同を生ぜしめる危険はまったく生じないのであるから、商標の果たす機能は少しも害されない。」として、原告の訴えをしりぞけた。そして、この判決の後に出された「外国拡布者と内国登録商標権者が同一人である場合または同一人と同視されるような特殊な関係にある場合は、真正品として商標権を侵害しないものとして並行輸入を認める。」との大蔵省通達により、商標製品の並行輸入は容認されることとなった。

このように、商標製品については、国内の登録商標と同一の商標を付した商品が国外から輸入され、国内において販売される場合、その商品が国外において適法に商標が付されたものであり、その商品を拡布した者と、国内の商品権者が同一人かもしくは同一人であ

るとも目されるような特殊な関係にあるときは、その商品の商標の出所表示機能及び品質保証機能を何ら害するものではないとされる。

商標法においては、真正品の並行輸入は商標権の侵害とはならないのである。

商標権は、商標権保有者がその商標を有する商品を作り出し、それを流通に置くまでの支配を認める権利である。そして、一旦その商品が流通に置かれた後は、商品がそのものであるとして、つまり真正品であるとして流通する限りにおいては、商標権保有者は、その流通に対して支配を及ぼす権利を有しないと解されている。

### 2. 3 特許製品の並行輸入

特許製品の並行輸入については、商標と異なり、いまだ対応についてのコンセンサスは得ていない。「**BBS** アルミホイール並行輸入事件以前で並行輸入の是非について問われた判例は、大阪地裁において昭和44年6月9日に決審した「ボーリング用自動ピン立て装置事件」のみである。

この事件では、並行輸入業者は、日本特許権を侵害しているとして、特許権者の請求を認める判決を出している。

この事件について述べる前に、米国及びヨーロッパの並行輸入に対する考え方を見ていくこととする。

### 2. 4 米国の並行輸入に対する考え方

米国においては、特許製品の並行輸入は原則として「違法」とされている。特許製品の並行輸入について米国地裁では、特許権者が特許製品に特に何ら制限を付さずに外国においてその製品を販売し、これが買い主の手を経て米国内に輸入された場合には、原則としてその製品についての特許権の消尽を認め、特許権者はこれを差し止めることはできないとしてきている。

つまり、基本的には「黙示の実施許諾」または、「処分権限の移転」を根拠として、並行輸入に対する特許権の差し止めを否認している。しかし、特許権者または売主が、特許製品に販売先や輸入先などについての制限を明示していた場合には、これを理由として特許権者等による差し止めを容認している。

上記のように米国においては、何の制限もなしに特許製品が並行輸入された場合には、特許権の国際的消尽を認めるが、特許権者により特許製品に何らかの制限が付されている場合には、特許権は国際的に消尽しないとの考えである。

### 2. 5 EU（ヨーロッパ連合）の並行輸入に対する考え方

EUでは、EU域内での商品の移動と、EU域外からEU域内への商品の移動についてそれぞれ対応が異なる。

EUにおいては、EU域内の流通について定めたローマ条約があり、原則としてEU域内

での並行輸入は容認されている。特許権者は、自らまたはその同意により EU 域内において適法に拡布された特許製品の EU 域内各国への並行輸入については、特許権者であることを理由として、これを差し止めることはできない。

これに対して、EU 域外から EU 域内への並行輸入については、ローマ条約の適用はなく、各国の国内法が適用される。EU 域内では、並行輸入を容認しないとしている国がほとんどである。

EU では、ローマ条約という法的根拠の存在の他に、ヨーロッパ共同体特許条約（EPC）という、ひとつの包括的な特許制度があり、共通の手続きにより特許権を取得できることに加え、単一市場の形成という目的があり、更に、域内各国の経済格差もあまり大きくないことから、国内消尽と同一視できる条件が揃っているといえよう。

### 3. ボーリング用自動ピン立て装置事件（大阪地裁昭和 44 年 6 月 9 日判決）

#### 3. 1 事件の概要

ボーリング用自動ピン立て装置について、オーストラリアと日本で特許権を有していたアメリカ法人である X 社の装置について、この X 社から実施許諾を得てこの装置を製造した B 社からこれを購入し所有していた C 社のこの装置を、譲り受けた被告 Y 社は、これを香港の第三者を通じて日本に輸入し、自己の所有するボーリング場にてこれを使用していた。これに対し、特許権者である X 社が、被告がこの装置を業として使用する行為は、日本特許権を害するとして、その差し止めおよび侵害行為に供した設備の除却を求めて大阪地裁に請求したのが本事件である。

#### 3. 2 大阪地裁判決の内容

大阪地裁は、本請求に対し被告は日本特許権を侵害しているとして、原告の請求を認める判決を下した。

判旨は以下の通りである。「特許製品が適法に販売される時は、特許権者はこれによって実施の目的を達し、右製品について特許権に基づく追及権は消耗すると解されている。

このことは当該製品が特許権者自身により流通に置かれたものであると特許権の実施権者により流通に置かれたものであるとを問わない。特許権消耗論は基本たる特許権そのものに関するものではなく、当該商品限りのものである。しかし、前述のように特許権には地域上の制限があり、各国の特許権は互いに独立しているから、特許権消耗の理論が適用されるのは、その特許権の付与された国の領域内に限られると解すべきである。そうだとすれば、ある製品につき一国の特許権の消耗を来すべき事由が生じたとしても、これにより当然他国の特許権もまた消耗すると解すべきいわれはない。

本件において、X のオーストラリア特許権の実施権者である B 社の手によってイ号装置が同国内で正当に販売されたことにより、右製品に対する X のオーストラリア特許権は消

耗したと認めることができるが、**B**社は**X**から実施許諾を受けた**A**社から、実施地域をオーストラリア等に限定してその再実施許諾を受けたものにすぎないことは既に認定したとおりであり、右再実施許諾が日本における実施まで許諾する内容のものであったとは到底認められないから、イ号装置に対する**X**の日本特許権の効力は、**B**社のオーストラリアにおける同国特許権の実施によって何ら影響を受けるところがないものといわねばならない。・・・以上に説明したとおり、**Y**の抗弁はすべて理由がないから、**Y**がイ号装置を業として使用する行為は**X**の有する本件特許権を侵害するものといわざるをえない。」

### 3. 3 考察及び学説

大阪地裁は、特許製品の並行輸入の可否の判断については、「特許独立の原則」及び「属地主義」によることを原則としている。

本判決は、特許製品が適法に流通に置かれた場合には、その製品についての特許権は消尽することを明らかとし、特許権の消尽は、特許権と同じく属地主義に従うことを示したものである。つまり、「特許独立の原則」及び「属地主義」により、外国での特許権の消尽の有無は、内国の特許権に影響しないとしたのである。

本判決について、異論を唱える当時の学説はほとんど見られない。

## 4. **BBS** アルミホイール並行輸入事件

### 4. 1 事件の概要

アルミホイールに関する特許につき、ドイツと日本双方で特許権を得て、このアルミホイールをドイツ国内で販売する**BBS**社は、日本に総代理店を置いて、日本においてはこの総代理店を通じてアルミホイールを販売していた。この正規ルートから外れて、同社とは無関係の輸入業者が**BBS**社によってドイツ国内で販売された製品を日本に輸入し、販売した。

**BBS**社は、この自らの認めていないルートでの日本への輸入について、日本特許権侵害を理由にこれを差し止めるよう、東京地裁に請求した。

特許権は、特許発明を一定期間、排他的、独占的に実施する権利である、従って、これについての他人の実施は禁じられており、正当な理由のない限り実施行為は特許権侵害となる。

特許権の効力は、物の発明の実施行為の場合、その物を生産する行為、その物を使用する行為、その物を譲渡する行為、その物を貸し渡す行為、その物を譲渡もしくは貸し渡しの申し出（展示を含む）をする行為、その物を輸入する行為とに及ぶとされている、

ここで注意が必要なのは、これからは物の発明の「実施行為」をした場合に適用されるということである。今回の事件におけるアルミホイールは、**BBS**社がドイツ内で適法に販売した真正品である。

特許権侵害に対しての特許権者の救済方法として、①民事上の救済、②刑事上の救済、③行政上の救済がある。今回 **BBS** 社が求めたのは民事上の救済である、差止請求であった。差止請求権は、特許法では「特許権が侵害され又は侵害されるおそれがある場合には、特許権者は、侵害の停止又は侵害の予防を請求することができる（100条1項）」と定義されている。

差止請求権は、現在または将来の侵害に対して行使するものであり、損害賠償の請求とは異なり、その侵害が故意または過失によるものであることの立証を必要としない。

#### 4. 2 東京地裁判決（平成6年7月22日判決）

東京地裁は、この事件につき「真正品の並行輸入は特許権侵害である。」として、並行輸入否定の判決を下した。その判断内容は、当時の国際社会における状況を考慮に入れたものであった。

##### 4. 2. 1 判決の内容

東京地裁判決の基本的な判断理由は以下のとおりである。

特許制度の存在理由は国ごとに考えられ、同一の発明について複数の国で特許権を得た者は、それぞれの国における技術の公開によるその国の技術の進歩と産業の発展への寄与の代償として、付与された特許権の効力により、当該特許発明の実施品である商品のその国への輸入や最初の譲渡をその国ごとに支配することが認められている。として、まず「特許独立の原則」及び「属地主義」を確認する。

そして、国内における特許権の消尽の理論は、現在の特許法の立法の当時から我が国における社会の共通の理解として、特許法が前提としていたものといえることができるのに対し、特許権の国際的消尽は、現在の特許法が前提としていたものとは認められないから、特許製品の並行輸入は、文言の通り我が国の特許権の侵害にあたる。

諸外国においても、我が国と産業発展の程度を同じくする諸国の裁判例においては、条約の締結された **EU** 域内諸国間の輸出入の場合以外には、特許製品の並行輸入が輸入先の国の特許権を侵害すると判断される例が多いとされ、**GATT**、**WIPO** 等の国際会議でも特許製品の並行輸入が輸入先の国の特許権を侵害しないものとするについて、国際的な認識が一致しているとは認められず、むしろ特許権の侵害にあたるものとの認識が有力であると認められる。とし、結果的には **EU** と類似した判断を下した。

##### 4. 2. 2 考察及び学説

以上のように本事件の第一審である東京地裁は、特許製品の並行輸入を認めることは、特許法の目的に沿うものであるとも、国際社会における意識に合致するものであるとも認められない現在においては、特許製品の並行輸入は我が国の特許権を侵害するものであると判断した。

特許製品の並行輸入の可否判断に当たって、東京地裁は「特許独立の原則」および「属地主義」は根拠にならず、我が国特許法の解釈の問題であるとした点については、先の「ボーリング用自動ピン立て装置事件」とは異なっている。本判決について異論を唱える論文は見あたらなかった。

#### 4. 3 東京高裁判決（平成7年3月23日判決）

本事件の控訴審である東京高裁は、東京地裁判決を取り消し、「真正品の並行輸入は特許権侵害ではない。」として、並行輸入容認の判決を下した。

##### 4. 3. 1 判決の内容

以下、判決文から抜粋する。「特許権者は国外においてではあっても、拡布の際に、発明公開の代償を含めて特許にかかる製品価格を自由な意志に基づいて決定することができるから、前記の国内における消尽の場合とその利益状況は何ら異なるところはない。・・・知的財産権の保護の要請と社会公共の利益の保護、特に商品の市場における自由な流通を保障して産業の発達を図ることの要請との調和という観点からみた場合、商標品の並行輸入を認め、特許製品の並行輸入を否定すべき理由はない。・・・被控訴人は、本件発明と同一発明につきドイツ連邦共和国特許権を有すること、及び、ドイツ連邦共和国内において本件各製品を適法に拡布した事実はいずれも当事者間に争いがなく、この事実によれば、被控訴人に発明公開の代償を確保する機会が既に一回保障されていたことは明らかである以上、確保の際に、右代償確保の機会を法的に制約されていたとの事実を認めるに足る証拠のない本件においては、ドイツ連邦共和国内における適法な右拡布の事実によって、本件特許権は本件各製品に関して消尽したものと解するのが相当というべきである。」

「特許権等から一旦適法に当該特許にかかる製品の譲渡を受けた後の業としての使用や譲渡等の行為については、これを前記の実施行為から除外する旨の明文の規定はないが、右使用や譲渡が特許権侵害を構成しないとすることについて、その理論構成には差異こそあるが、特許法の立法当初から当然の前提とされていた結論であり、このような結論を採用することについては全く異論をみないところである。

そして、当裁判所は、右のような場所における業としての使用や譲渡が特許権侵害を構成しない理由としては、特許権者等が当該特許に係る製品を適法に拡布したことにより、当該製品に関する限り、当該特許権は目的を達成して消尽したものと解するのが正当であると考えます。

そこで、かかる見解を裏付ける実質的な根拠について更に検討すると、特許法は、『この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。』（1条）とし、発明の保護及び利用を図ることを通じて、産業の発達に寄与することを目的とする旨定めていることから、発明者の利益の保護と産業の発達という社会公共の利益の保護との適切な調和を念頭に置いていることは明らかである。

この両者の利益の調和について、前記のように、特許権者等による特許にかかる製品の適法な拡布があった場合についてみると、特許権の効力が適法な拡布の後まで当該特許にかかる製品について及ぶとすると、当該製品の移転にはその都度特許権者の同意を要することになり、かかる事態は、取引の安全を害することはなほだしく、特許にかかる製品の流通を妨げ、ひいては、産業の発展を著しく阻害することは明白である。このように特許権の効力が適法な拡布の後まで及ぶとすることは、特許権を過度に偏重するものであって、産業の発達を通して実現されるべき社会公共の利益の保護との適切な調和を欠くというべきである。

ところで、特許権者等が特許にかかる製品を拡布する際には、当該製品価格を、特段の法的規制がない限り、その自由な意思に基づいて決定することができ、したがって、特許権者等は、右拡布の際に、当該発明を公開した代償をも併せて製品価格に含めることが可能となり、拡布後の製品の流過程において、特許権者に二重の利得の機会を認めるべき合理的な根拠は存しない。そこで、以上のような特許にかかる製品の価格決定を踏まえ、特許権者等の利益と産業の発展という社会公共の利益の調和という観点から見た場合、特許権者等には、特許にかかる製品を拡布する際に、発明公開の代償を確保する機会が保障されている以上、その保護は右機会の保護をもって足りるものとするのが、両者の利益保護の調和点として最も合理的であるとの判断に基づくものと解され、この点にこそ前記の特許権の国内消尽論の実質的な根拠が見いだされるものである。」

上記判決から導き出される東京高裁の基本的な判断理由は以下の通りである。

特許権者等が特許にかかる製品を拡布する際には、当該製品価格を、特段の法的規制がない限り、その自由な意志に基づいて決定することができ、従って特許権者等は、右拡布の際に、当該発明を公開した代償も合わせて製品価格に含めることが可能となり、拡布後の製品の流過程において、特許権者等に二重の利得の機会を認めるべき合理的な根拠は存在しない。

特許権者等は、国外においてではあっても、拡布の際に、発明の公開の代償も含めて特許にかかる製品価格を自由な意志に基づいて決定することができる場合において、発明公開の代償を確保する機会が保障されているということが出来るから、国内における消尽の場合とその利益状況は何ら異なるところはない。

すなわち、特許権者等による発明公開の代償の確保の機会を1回に限り保障し、この点において産業の発展との調和を図るという国内消尽論の観点からみる限り、拡布が国内であるか国外であるかによって特に差異はなく、国境を越えた事実によって、発明公開の代償を確保する機会を再度付与しなければならないという合理的な根拠を見出すことはできない。

特許権と商標権は、知的財産権としての機能、その保護対象、権利期間等を共通するものではないが、知的財産権の保護の要請と社会公共の利益の保護、特に商品の市場における自由な流通を保護して産業の発達を図ることの調和という観点からみた場合、商標商品

の並行輸入を認め、特許製品の並行輸入を否定すべき理由はない。

#### 4. 3. 2 考察及び学説

東京高裁は、特許権者は発明公開の代償を確保する機会はずでに保障されていたとして、特許権者の代償の二重利得防止の立場から、また、製品の市場における自由な流通を保障するという立場から、国際的消尽を承認した。

この判決に対し、当時国内で賛否がわき起こった。

まず、高裁判決支持派として、仙元教授は、国内消尽論の実質的な理由である「二重利得の防止」を引き合いに、『この理論を肯定するならば、特許権者が外国で製品を製造、販売をしたときも、わが国特許権は消尽すると解すべきである。』としている。また、消尽問題の国際レベルでの解決をうながしながら、『並行輸入を積極的に認め、国内市場の競争を活発化させる必要は大きい。』<sup>注) 1</sup>と述べている。

次に、木棚教授は、国際的消尽の根拠につき『主として利得の機会に着目する判旨に賛成することはできない。』とし、むしろ『適法な拡布行為の中に消尽の根拠を見出すべきではあるまいか。』<sup>注) 2</sup>と指摘しつつも、『事件に関する鋭い平衡感覚に支えられた判旨に拍手を送りたい。』としている。

桑田教授は、『判決が国内的消尽との利益状況の共通をもつばらの理由として国際的消尽を容認している点については、立ち入った説明を要する。』<sup>注) 3</sup>としつつも、『(この判決は)大いに歓迎される場所である。』としている。

これらに対し、高裁判決反対派としては、中島和雄弁護士が、国内的消尽を認めているからといって、これとの対比により国際的消尽も承認できるということにはならず、我が国の特許権法において国際的消尽を承認できる根拠はないとして、『上告審の判断が待たれる。』<sup>注) 4</sup>としている。

そして、日本知的財産協会の特許委員会は、特許独立の原則により、各国ごとに特許権の存続が異なることに着目し、本判決を適用すると、日本及びドイツ特許権が両者とも存続している場合、ドイツ特許権が満了し日本特許権はまだ存続している場合とで、並行輸入に対する取扱いが変わることを示し、『拡布国(ドイツ)における特許登録日、特許消滅日を境にして我が国特許権の効力の範囲が変化することになり、特に拡布国において特許権が遡及的に消滅した場合には、我が国特許権の効力の範囲も遡及的に変化するという極めて従属的かつ不安定な結果を招くことになる。

結局、自国の特許権の効力に対して事実上他国の特許権の変動が影響を与えることにな

---

注) 1

注) 2

注) 3

注) 4

り、控訴審判決の解釈の結果は特許独立の原則に反する。』<sup>注) 5</sup>として、否定的立場をとっている。

これら本事件の東京高裁判決についての論説で特徴的なのは、おおむね実務家である弁護士や弁理士、産業界の意思は並行輸入に否定的であり、学者側は並行輸入について肯定的なことである。自らが特許権者であった場合、並行輸入の肯定は、その権利を弱める方向に働くから、このような傾向は予測できる。

しかし、実務家は法解釈をその根拠としており、一方の学者側が市場の発達を根拠としている。一見すると立場が逆転しているのではないかと思えるところが興味深い。

では次に、東京高裁判決の主な論点について、支持派から仙元教授の意見を、反対派から中島弁護士の意見を引用しつつ、検討していきたい。

まず、「特許権者の発明公開の代償の二重利得防止」について、仙元教授は『並行輸入が我が国の特許権で防止できるならば、特許権者は特許権の存在を理由に二重に利得する機会を持つことになる』から、特許権は国際的に消尽すると解すべきであるとしている。

そして、『商品の流通がボーダーレス化している現在、二重利得の機会を持つのが国内か国外かで区別して論ずべき実質的意味はない。したがって、特許権の成立の有無を問わず、いずれの国においてであれ、わが国の特許権者が一度製品を拡布すれば、わが国の特許権は国際的に消尽すると解すべきである。』

**BBS** 判決のように、特許権が成立している国での拡布のみに国際的消尽を認めると、特許権が成立していない国の方がわが国で有利に取扱われることになり、不合理である。』と論じている。特許権の有無に関わらず、国際的な消尽を認めるべきであるという点の他は、東京高裁判決とほぼ同意見であるといえよう。

中島弁護士は、「二重利得の防止」について、まず第1に『経済状況やその規模は国ごとに格差があり、この格差が内外国の「利益状況」の差異を産み立ることにより並行輸入問題を深刻ならしめるのである。』から、判決が発明公開の代償を確保する機会が保障されているのなら、国内的消尽の場合とその利益状況は何ら異なるところがないと『安易に言い切ることは甚だ問題である。』とする。

そして、第2として『国際的消尽を認めない場合には、当該製品については輸入が認められない結果となるだけの話、つまりその限度で通商の自由を制約するだけのことであって、仮に国内的消尽を認めないとした場合の「当該製品の移転にはその都度特許権者等の同意を要することになり、かかる事態は取引の安全を害することはなはだしく」などと判決が指摘するとき取引上の煩瑣や不安を招く性質の事態とは別段ならない。

すなわち、国内的消尽の実質的根拠として判決が持ち出した「取引の安全」は、国際的消尽の場面では、いつの間にか「通商の自由」の問題に置きかえられてしまっている。その意味でも国内的消尽との類比はそもそもからして成立していない。』とし、『特許法が一

---

注) 5

一般的に特許品の輸入を侵害としていることは、特許権者の利益保護のため、その限度で通商の自由が制約されることを法自身が容認しているのである。したがって、通商の自由を理由に特許権の効力を制限することは、国内的には取引の自由を理由に特許権の効力を制限するのと同断であって、特許法の根底を揺るがしかねない。』と指摘している。

更に、第3として『並行輸入により特許権者が蒙るべき不利益については目配りを怠っている点で、偏頗な議論に陥っている。』と、特許権者を援護し、『本判決の二重利得防止論は、特許権者の不利益の面を較量要素から欠落させている点で不当である。』としている。

「二重利得の防止」の根拠として、まず判決は、「特許権者は、国外においてではあっても、拡布の際に、発明公開の代償も含めて特許にかかる製品価格を自由な意思に基づいて決定することができる。」とするが、実際に特許権者が「自由に製品価格を決定できる」ことはまれであるとする。実質的に一社独占市場である場合や、画期的な発明である場合には、自由な価格設定も可能であろうが、ほとんどの場合、競合との価格競争にさらされて、思うように価格の設定ができない、もしくは価格設定の主導権は購入者側にあるのが実際であると推測できる。

また、判決は、特許法の目的を定めている特許法第1条を引用し、「特許権の効力が適法な拡布の後まで及ぶとすることは、特許権を過度に偏重するものであって、産業の発達を通して実現されるべき社会公共の利益の保護との適切な調和を欠くというべきである。」として、「拡布後の製品の流通過程において、特許権者に二重の利得の機会を認めるべき合理的な根拠は存しない。」と判断している。

この判断は、特許権法第1条の「産業の発達」を「発明の保護及び利用と、その奨励」より上位に置くものであり、特許法本来の理念と相対するものではなかろうか。更に、第1条における「産業の発達」とは、「発明により、産業が発展・発達する」ことを意味するのであり、「自由流通により市場が発達する」ことをいうのではない。

そして、本事件の原告の請求は、「並行輸入の差し止め」を目的となされたものであり、「ドイツ国内で拡布した製品について、再度日本国内において利得を二重に得ようとする」ものでもない。

次に、「製品の市場における自由な流通の保障」について、仙元教授は『世界は自由流通の時代に向かって進みつつあることは間違いのない事実』であり、『知的財産権による国際的市場分割を許さない方向こそが、とるべき道である。国外価格差が著しいことは、わが国にとくに顕著な現象である。その原因は主として流通機構にあるが、並行輸入を積極的に認め、国内市場の競争を活発化させる必要性は大きい。』とする。

一方、中島弁護士は、『流通経済の下、特許権者は特許製品を拡布するにあたり、拡布後の製品が広範かつ迅速に市場に流通しあまねく使用されることを期待するのは当然である。そのような期待を担った製品の拡布を独占的になし得る権利を発明公開の代償として特許権者に付与するところに特許制度の経済的意義がある。つまり、拡布型の実施行為にのみ限り、特許権者に特許品の国内における源泉供給を独占せしめるところにこそ特許権の独

占権たる本領があるとみるべきである。』とする。

特許権とは、特許権者の独占の権利である。

発明を一定期間、排他的・独占的に実施する権利であるからこそ、出願人は時間と費用をかけて、必要と思われる国に対して特許出願をし、権利を得ようとするものである。

東京高裁判決によれば、本事件においては、**BBS**社の日本特許権はドイツ特許権と共に消尽してしまうことになり、日本で権利を有していることについて、何ら意味を持たなくなってしまう。更に、発明と無関係の第三者、つまり並行輸入業者が労せず利益を得ることを「自由な流通」として承認することとなる。

この判決は、特許法の目的である「発明の保護及び利用と、その奨励」に反し、発明の意欲をそぐものにもなりかねない。

中島弁護士の論文の一節にある『わが国の現状においては、とりわけ内外価格差の是正が強く要請されるとしても、その阻害要因は、いたずらな行政規制や、不透明な商慣行にある。その方面の是正が遅々として進まないままに、内外価格差是正の見地からする特許品の並行輸入の性急な容認は、本末転倒というべきである。』という意見は的を射ていると思われる。

#### 4. 4 最高裁判決（平成9年7月1日判決）

本事件の上告審である最高裁は、「真正品の並行輸入は特許権侵害ではない」として、並行輸入容認の判決を下し、上告を棄却した。

##### 4. 4. 1 判決の内容

最高裁判決の概要は以下の通りである。

ドイツ特許権と我が国の特許権とは、別個の権利であるから、特許権者が対応特許権にかかる製品につき、我が国において特許権に基づく権利を行使したとしても、これをもって直ちに二重の利得を得たとはいえないが、国際貿易が極めて広範囲にかつ高度に進展している現状に照らせば、輸入を含めた商品の自由な流通は、最大限尊重することが要請されている。

特許権者が国外で特許製品を譲渡した場合、譲受人または譲渡人から特許製品を譲り受けた第三者が、業としてこれを我が国に輸入して、これを使用し、またはこれをさらに他者に譲渡することは、当然に予想される場所であるから、特許製品を外国で販売した場合において、特許権者は、①譲受人に対しては、当該製品について販売ないし使用地域から日本を除外する旨合意した場合、②譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対しては、譲受人との間で上記①を合意した上、特許製品にこれを明確に表示した場合を除き、我が国において譲渡人の有する特許権の制限を受けずに、当該製品を支配する権利を譲受人及びその後の転得者に黙示的に授与したと解すべきである。

本件においては、上記①②のいずれも、**BBS**社から主張立証がなされていないので、

差し止めないし損害賠償を求めることは許されない。

この判決によると、日本に輸入される恐れのある製品については、販売契約書等に日本への輸入禁止ないしは、日本での販売や使用等の禁止を記載し、その旨を特許製品に明確に表示しておけば、日本に並行輸入された場合、日本特許権を行使することができるとの解釈ができる。

最高裁判決を東京高裁判決と比較すると、特許権者である **BBS** 社の請求を認めなかった点については一致するが、両判決の判決理由を検討すると、並行輸入に対して特許権者側がとれる方法が異なっている。

東京高裁判決がそのまま適用されると、特許権者が並行輸入を阻止することは不可能に近いが、最高裁判決では、特許権者が望めば並行輸入を阻止できる方法を示すことにより、特許権者を救済し、特許権者が日本の独占市場を保持することを可能にしている。

特許権者が特許製品の譲渡にあたって特定の要件を満足した場合を除き、特許製品の並行輸入を容認し、特許製品の並行輸入は日本特許権を侵害しないとするのが最高裁判決である。つまり最高裁は、**BBS** 社が等該特許製品の譲渡の際に輸出先につき何ら明示していなかったという事実においては、特許製品の並行輸入を容認するが、明確な表示を付した特許製品については並行輸入を認めないとの立場をとった。

これは、東京高裁判決を修正したものであり、考え方については米国に近いものである。

#### 4. 4. 2 考察及び学説

東京高裁判決の後に、賛否が巻き起こったことに比べると、最高裁判決については、それぞれが自分のスタンスを確保しながらも、判決を受けて並行輸入に対するこれからの対処法について探っていこうとするものが多かった。

最高裁判決についていち早く検討結果を示した、日本知的財産協会の特許委員会は、『東京高裁判決のいう厳しい国際消尽論に対して、最高裁判決は特許権者のために大きな風穴を設け、特許権者と消費者との妥当な利害均衡点を示したことになる。したがって、研究開発型の企業が国際戦略をとることが可能となり、外国から非難されることもなくなったと考える。』<sup>注) 6</sup>として、一応歓迎の立場を示している。

松居弁護士は、『最高裁判決を批判するのではなく、その判決のもたらす問題点を、企業の立場から検討していきたい。』<sup>注) 7</sup>として、産業の立場からみた判決の未解決な問題点について論述している。

そして、日本知的財産協会のライセンス委員会は、『ライセンス契約において並行輸入を阻止するために契約上どのような点を考慮すべきかを検討。』<sup>注) 8</sup>し、ライセンス契約上の留意点についてあげている。

---

注) 6

注) 7

注) 8

このように、本事件の結審により、各論者の論点も、並行輸入の是非をめぐるものから実務家による業務の実際に関わるものにシフトしたといえる。

## 5. 結論

「**BBS** アルミホイール並行輸入事件」は、特許権者が特許製品の譲渡にあたって特定の要件を満足した場合を除き、特許製品の並行輸入を容認し、これは日本特許権を侵害しないとの最高裁判決により決着した。

そして、この「特許要件」を「特許権者が当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨、当該製品の譲受人との間で合意した場合」、「譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者に対して、前記の合意を当該製品に明確に表示した場合」とした。

この最高裁判決は、「特許製品の並行輸入は日本特許権を侵害しない」として、並行輸入を全面的に容認した東京高裁判決を維持するものではあるが、これに「留保」を付けることで、特許権者に並行輸入差し止めの可能性を与えるものである。では、今後ますます増加していくと思われる特許製品の並行輸入に対して、特許権者はどのように対応していけばよいであろうか。

まず、「当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨、当該製品の譲受人との間で合意」することについてであるが、当該特許製品が今回の**BBS**事件のような場合、「譲受人」は並行輸入業者以降、その製品の購入者及び使用者となり、「譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者」と同義となる。これについては後にゆずり、ここでは特許権者と譲受人は、ライセンサーとライセンシー、もしくは製造業者と流通業者というように、相互間に何らかの契約が存在する場合を想定する。

この場合、特許権者は、並行輸入を阻止するために、相手方との契約に際して以下の点に留意すべきである。①当該製品の販売先ないし使用地域から我が国を除外することを合意する、②相手方に対して、当該製品を譲り受けた第三者およびその後の転得者に我が国に輸入させない旨の義務を負わされることを合意する。

ただし、②について、当該製品が民生品などの大量に不特定多数に販売されるものである場合、実施は困難であろうと思われる。

そして、この場合は、「譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者」と同じであると想定できる。従って、これら対象に対して、「当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨」の合意を「当該製品に明確に表示」する必要がある。

「当該製品に明確に表示」する程度につき具体的に判例では示されていないが、考えられる対象として以下があげられる。

- ・ 当該製品そのもの、
- ・ 製品の梱包材等、
- ・ 製品に関するドキュメント類（取扱説明書、保証書等）

以上、最高裁判決をうけて、並行輸入を阻止するために特許権者が取り得る手段を考え

てみたが、実際にこれらの手段をとり、これを有効に機能させるためには、これらに関する法が整備されるとともに、基本的合意が産業界でなされない限りは難しいであろう。

まず、「販売先ないしは使用地域から我が国を除外する旨」の合意について、独占禁止法との問題がある。独占禁止法の第6条には【特定の国際的協定又は契約の禁止】として、「事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない」と定められている。

特許権の性質は、排他的・独占的であるため、我が国においては「特許・ノウハウライセンス契約の運用基準（1989、2、15）」が存在するが、特許権の有効な地域内で地域を区分して実施を許諾すること、および特許権を登録している地域での輸出の制限について、明示がない。

また、当該製品について、どのように表示するのかのガイドラインが必要であろう。明示場所、使用言語やマーク、文字のサイズ等の細かい規定が実際には求められる。製造物責任法（PL法）等の施行規制などが参考となると思われる。

以上のように、並行輸入に対し特許権者がとり得る出段をみてきたが、いずれにせよただちに産業界全体で対策を講ずるには無理であろう。しかし、最高裁判決の直後に、輸出入についての通関業務をとり行う大蔵省関税局は、全国の税関に対し判決要旨を配布し、「地域限定商品の明示がある商品の並行輸入は止め、それ以外は通すように指示した。」としている。従って、日本への並行輸入を差し止めたい意向を持つ特許権者には、早急な対応が必要であるともいえる。

では、発明の結実である特許製品を享受する立場にある、使用者にとってこの最高裁判決はどのような意味を持つだろうか。これら使用者の側からすれば並行輸入は、同一製品をより安価に購入できる可能性が生じることになり、まず歓迎できる。特に、その根拠として、我が国と他国との間の内外価格差があげられる。少なくとも我が国において、内外価格差が是正もしくは解消しない限り、今後並行輸入は増加していくであろう。

しかし、使用者側にとって並行輸入は、このようなメリットばかりではない。もし仮に並行輸入品にアフターサービスや修理等の必要が生じた場合、特許権者側はその製品に対して対応してくれるであろうか。使用者側にとって不安の残るところである。

以上みてきたように、特許製品の並行輸入問題は、今回の事件で決着したのではなく、この事件によってその問題の所在が明らかになったといえる。

最高裁判決は、東京高裁判決と比較して、並行輸入を差し止めることの可能性を示した点では評価できるが、その内容はいぜんとして特許権者に負担を強いるものである点において、時期早尚の感がある。

特許制度は、何度もいうように、発明を奨励しこれによって産業の発達に寄与することを目的とするものである。そして、発明を公開することで権利として付与される特許権は、独占的・排他的なものである。だからこそ、発明者や企業は、激しい開発競争の中でぼう大な開発費を投じて開発した製品を保護するために、更に時間と費用をかけて特許を出願

し、これを公開しているのである。

現在、世界的にみても、知的財産権の保護強化が時代の流れである。1982年の米国における特許権者の権利を強化するためのプロパテント政策<sup>注) 9</sup>に端を発したこの流れは、我が国における特許法改正の平成10年法での損害賠償請求権の改正<sup>注) 10</sup>にもみることができる。

コンピュータ・ソフトウェア関連発明も、平成9年の特許庁運用指針により特許の対象となったことにも示されるように、今後ますます知的財産権が重要になっていくことは確かである。

これらの時代の流れを念頭に置くと、今回の判決で明らかになったのは、知的財産法のみならず、独占禁止法などの法律上の問題、流通上の問題等、我が国のみならず世界全体の問題としてとらえる必要があるということである。

これらの問題にある程度対処できる国際機関として、世界知的所有権機関(通称WIP O)と世界貿易機関(W T O)があげられる。

WIP Oには、現在世界170か国以上の国が締約国として加盟している。その目的は、①全世界にわたって知的財産権の保護を促進すること及び、②知的財産権関係の諸同盟の管理を近代化し、能率化するための同盟間の行政的協力を確保することにある。

このWIP Oが1985年から検討し始めたものに、「特許調和条約(正式名称;工業所有権の保護に関するパリ条約を特許に関し補完する条約)」がある。その目的は、各国における特許制度の不統一や、保護レベルの差異による弊害を解消するための国際的調和を行うことにある。しかし、この特許調和条約は、締結のための会議が数回開催されたものの、自国の特許制度を国際的調和に合わせることに消極的な米国の要請により延期されたまま今日に至っており、再開のめどは立っていない。

W T Oにおいては、その前身であるG A T Tのウルグアイ・ラウンドにおいて議論がなされていた、知的所有権の貿易関連側面に関する交渉の最終合意としてなされた、T R I P s協定(正式名称;知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)がある。

この協定は、1994年4月マラケシュで署名され、1995年1月に発効しており、W T Oを設立する協定に付属する諸協定のひとつである。T R I P s協定では、一般規定及び基本原則の規定に始まり、知的所有権の取得可能性や範囲、その使用に関する基準、知的所有権の行使に関する規定、また、紛争の防止及びその解決等、広範囲にわたる内容が盛り込まれている。また、知的財産権に関する問題を専門的に扱う理事会が、W T Oに設置されている。

このように、世界的には知的財産権は、その範囲の拡大と強化とともに、統一の方向へ向かっている。最終的には知的財産権は、各国独立で存在するのではなく、世界で同一の効力を有するひとつの権利として存在することになるであろう。これからも興味を持って

---

注) 9

注) 10

見守っていききたい問題である。

#### 注

- 1) 仙元隆一郎「特許法講義」1996、悠々社、95～101頁
- 2) 木棚照一「特許製品の並行輸入と特許権の国際的消尽について」1995、知財管理 45巻7号、1147頁
- 3) 桑田三郎「特許製品の並行輸入が初めて是認された事例」ジュリスト 1068号、264頁
- 4) 中島和雄「特許権の国内的「用尽」と国際的消尽論—B B S 並行輸入事件東京高裁判決批判—」1996、知財管理 46巻2号、147～155頁
- 5) 日本知的財産協会 特許委員会「特許と並行輸入—B B S 事件控訴審判決について—」1996、知財管理 46巻2号、211頁
- 6) 日本知的財産協会 特許委員会「並行輸入訴控最高裁判決（平成9年7月1日判決言渡）について」1997、知財管理 47巻9号、1314頁
- 7) 松居祥二「特許製品並行輸入事件最高裁判決と産業の立場からの未解決な問題点」1998、知財管理 48巻4号、487頁
- 8) 日本知的財産協会 ライセンス委員会「並行輸入とライセンス」1998、知財管理 48巻4号、497頁
- 9) プロパテントとは、訴訟において特許権者に有利に働く状況をいい、1982年にレーガン大統領が産業の活性化を目的とする先端技術の競争力強化のために設置した特別委員会から提出された、いわゆるヤング・レポートによる。これにより知的所有権の保護・強化が提唱された。プロとは、好意的、ひいきをするという意味である。
- 10) 従来法では、侵害者が侵害行為によって得た利益を損害額としていたが、特許権侵害は市場を介して生じるため、その損害の立証は多くの場合困難であった。このため、平成10年法において、特許権者に自己の特許について実施能力がある場合には、侵害行為により何らかの販売数量を喪失したと考えることとし、侵害者が譲渡した物の数量に基づき、妥当な損害額を算定する方式を定めた。

#### 参考文献

- ・吉藤幸朔著、熊谷健一補訂 「特許法概説[第13版]」1998、有斐閣
- ・中山信弘編著「注解特許法・第2版増補（上巻）」1989、青林書院新社
- ・仙元隆一郎「特許法講義」1996、悠々社
- ・篠田四郎、岩月史郎編著「特許法の理論と実務—ハイテク時代の特許戦略」1996、中央

## 経済社

- ・角田政芳「特許権の用尽」1985、別冊ジュリスト 86
- ・木棚照一「特許製品の並行輸入と特許権の国際的消尽について」1995、知財管理 45 巻 7 号
- ・桑田三郎「特許製品の並行輸入が初めて是認された事例」1995、ジュリスト 1068 号
- ・中島和雄「特許権の国内的「用尽」と国際的消尽論—B B S 並行輸入事件東京高裁判決 批 判—」1996、知財管理 46 巻 2 号
- ・外川英明「並行輸入と特許権侵害—わかりやすい解説の試み」1996、CIPIC ジャーナル 55 号
- ・仙元隆一郎編、辰巳直彦「商標権に基づく商品販売等差止請求において真正商品の並行輸入の主張が排斥された事例」1997、知財管理 47 巻 12 号
- ・日本知的財産協会 特許委員会「特許と並行輸入—B B S 事件控訴審判決について—」1996、知財管理 46 巻 2 号
- ・日本知的財産協会 特許委員会「並行輸入訴訟最高裁判決（平成 9 年 7 月 1 日判決言渡）について」知財管理 47 巻 9 号、1997
- ・日本知的財産協会 ライセンス委員会「並行輸入とライセンス」1998、知財管理 48 巻 4 号
- ・松居祥二「特許製品並行輸入事件最高裁判決と産業の立場からの未解決な問題点」1998、知財管理 48 巻 4 号
- ・服部榮久「特許製品の並行輸入問題は正しく議論されてきたか—B B S アルミホイール 並行輸入に対する最高裁判決をふまえて—」1998、知財管理 48 巻 8 号
- ・池田美智子「ガットから W T O へ—貿易摩擦の現代史」1996、薩摩書房
- ・「判例六法（平成 10 年度版）」1997、有斐閣
- ・「イミダス 1999」1999、集英社

## 謝辞

本論文を完成するにあたり、多くのかたがたにお世話になった。

指導教員の坂井素思助教授には、遅れがちな執筆に対し、辛抱強くまた的確なアドバイスを頂いた。そして、卒業研究指導会のたびに意見を交換した仲間の励ましにも大いに助けられた。皆さまに深く感謝したい。